

様式第1号

埼玉県道路公社一般競争入札(事後審査型)公告

三郷流山橋有料道路料金徴収業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、埼玉県道路公社会計規程第90条の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社一般競争入札(事後審査型)要綱の規定によるものとする。

令和5年3月17日

埼玉県道路公社理事長 田中 勉

記

1 入札対象業務	
(1)業務名	三郷流山橋有料道路料金徴収業務委託
(2)委託箇所	三郷流山橋有料道路／三郷市小谷堀地内
(3)履行期間	契約締結日から令和7年3月31日までとする。 ただし、契約締結後、料金徴収期間の変更により履行期間の終期を変更する 場合がある。
(4)料金徴収期間	令和5年11月1日0時から令和7年3月31日24時までの517日間とする。 ただし、契約締結後、供用開始日の確定により料金徴収期間の始期及び終期 を変更する場合がある。
(5)設計金額	入札執行後に公表する。
(6)業務概要	ア 目的 三郷流山橋有料道路における料金徴収業務を行うものである。 イ 業務概要 料金徴収業務1式(別添仕様書等による)
(7)その他	本業務委託の予算が成立しなかったときは、遡ってこの入札公告は無かった ものとする。 ただし、すでに履行を開始しているときは業務委託料の変更等を行う。
2 落札者の決定方法	本件入札は、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社一般競争入札(事後審 査型)要綱及び三郷流山橋有料道路料金徴収業務委託総合評価ガイドライン 等(以下、「ガイドライン等」という。)に基づき決定する。
3 入札手続きの方法	本件の入札に係る手続きは次のとおり実施し、入札書及び資料等の提出、届 出及び入札は、別紙「郵送・電子メールによる入札方法」により行う。 ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は、当該方法による。 (1)入札参加資格確認申請の提出(「5. 入札参加資格確認申請書の提出」 参照) (2)仕様書等に関する質問(「6. 仕様書等に関する質問」参照) (3)質問に対する回答(「7. 質問に対する回答」参照) (4)総合評価資料の提出(「8. 総合評価資料の提出」参照) (5)入札書の提出(「9. 入札書の提出」参照) (6)開札(「10. 開札日時」参照) (7)落札者決定
4 仕様書等	仕様書等は、埼玉県道路公社ホームページ(https://www.tollroad-saitama.or.jp/)の入札情報に掲載する。
5 入札参加資格確認申請書の提出	(1)提出方法 入札に参加を希望する者は、別紙の入札参加資格確認申請書(入札様式 第1号)に、確認資料を添付して、公社に郵送にて受付期間内に到着するよう 提出する。このとき、入札参加希望者は、公社に対し到着確認を電話にて必ず 行うこと。

なお、受付期間を過ぎての到着は無効とする。(郵送消印が受付期間内であっても到着が期間外のときも無効とする。)

また、提出に掛かる費用は入札参加希望者の負担とする。

(2) 受付期間

令和5年3月17日(金)から令和5年4月17日(月)17時まで

(3) 提出部数

入札様式第1号及び確認資料は1部提出するものとする。

(4) 確認資料

入札様式第1号に添付して提出する確認資料は、「13. 入札に参加する者に必要な資格」を確認することができる次の書類とする。

ア 資格者名簿への登載

① 埼玉県が発行した令和3・4年度の審査結果通知書の写し

② 埼玉県が発行した令和5・6年度の審査結果通知書の写し

※令和5年3月31日以前に入札参加資格確認申請書の提出を行う場合は、令和5・6年度入札参加資格者名簿の登録申請受付を行った事実で登載されているものとみなすが、入札参加資格確認申請書の受付期限最終日までに令和5・6年度の審査結果通知書の写しを提出しなければならない。

※上記の登録申請受付を行った事実を確認するために令和5・6年度の入札参加資格申請受付を証する資料(競争入札参加資格申請受付システムで印刷した受付票の写し又は申請時に送付された添付書類の送付方法が記されたメール本文の写し(アクセスキーに関する部分は黒塗りすること。))を申請時に提出しなければならない。

イ 所在地

③ 公告日より前3か月以内に交付された履歴事項証明書

ウ 業務実績

履行実績が確認できる書類

④ 発注者が発行した完了検査通知書の写し

⑤ 業務箇所や内容、履行期間が確認できる契約書や仕様書等の写し

※路外駐車場の実績は上記④、⑤と合わせて、自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であることが確認できる書類も合わせて添付すること。

(例: 駐車場面積がわかる当該実績業務の契約書類の写し、当該実績業務の発注者が発行する面積証明書(任意様式)、当該実績業務箇所の路外駐車場届出書の写し等)

エ 配置予定の業務責任者

⑥ 配置を予定する者が入札に参加する者と本件の公告日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係が確認できる書類

(例: 健康保険被保険者証の写し、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し等) ※被保険者証番号など確認に不要な情報は黒塗りすること。

オ (共同企業体の場合) 業務委託取扱要綱にある書類

⑦ 業務委託共同企業体協定書

⑧ 委任状

(5) 入札参加資格の審査結果

入札参加資格の審査の結果、入札参加資格がないと判断された者に対しては、令和5年4月20日(木)17時00分までに、入札参加資格不適格通知書(入札様式第3号)を電子メールで通知する(入札参加資格を有すると判断された者に対しては、連絡をしない)。

6 仕様書等に関する質問	仕様書等に関して質問がある場合は、以下により質問書(入札様式第4号)を埼玉県道路公社本社に電子メールにて提出し、質問者は到着確認を電話にて確認すること。質問書の質問内容には、企業名や個人名を記入しないこと。 ・ 質問受付期間: 令和5年3月17日(金)から 令和5年4月5日(水)17時00分まで ・ 質問提出先: 埼玉県道路公社総務担当 road@tollroad-saitama.or.jp
7 質問に対する回答	質問及び質問に対する回答は、令和5年4月10日(月)17時00分までに、道路公社ホームページの入札情報に掲載する。入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、質問に対する全ての回答を確認した上で、入札に参加すること。また、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。なお、入札参加者から質問がない場合でも道路公社ホームページの入札情報において、発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。
8 総合評価資料の提出	(1)提出方法 入札様式第1号を提出し、入札参加資格を有すると認められた者はガイドライン等にある各様式等を公社に郵送にて提出期間内に提出すること。このとき、提出者は公社に対し到着確認を電話にて必ず行うこと。 なお、提出期間を過ぎての到着は無効とする。(郵送消印が受付期間内であっても到着が期間外のときも到着は無効とする。) また、提出に掛かる費用は入札参加者の負担とする。 (2)提出期間 令和5年3月17日(金)から令和5年5月8日(月)17時まで (3)提出部数 電子媒体(CD)にて1部提出すること。
9 入札書の提出	(1)提出方法 入札書の提出期間に有効な埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)の代表者又は代理人の名前で、郵送により入札書を提出すること。(「郵送・電子メールによる入札方法」参照) (2)入札金額見積内訳書 入札書と合わせて、仕様書に添付されている入札金額見積内訳書を提出すること。 (3)再度入札 再度入札に参加を希望する者は、再度入札用の入札書も合わせて提出すること。(「郵送・電子メールによる入札方法」参照) (4)提出期間 令和5年3月17日(金)から令和5年5月12日(金)17時まで
10 開札日時	(1)開札方法 別紙、「郵送・電子メールによる入札方法」により開札を行う。 (2)開札日時 令和5年5月15日(月) 10時00分から
11 落札者決定	令和5年5月26日(金) 17時までに公社HPに掲示する。 ただし、落札者が調査基準価格未満の入札を行ったときはこの限りではない。
12 入札に参加できる者の形態	単体企業、又は共同企業体(埼玉県道路公社が定める「業務委託共同企業体取扱要綱」にある共同企業体に限る。共同企業体であるときは、上記要綱にある書類を提出しなければならない。)
13 入札に参加する者に必要な資格	
(1)資格者名簿への登載	単体企業又は、共同企業体の代表構成員並びにその他構成員は、入札書の提出期間に有効な資格者名簿において、次に示す業種区分のA等級に格付けされた者であり、令和5・6年度にも同種、同格付で登載される者であること。

	・ 業種区分:建築物の管理に関する業務のうち管理業務	
(2)所在地	単体企業	資格者名簿の「所在地区分」が「管轄内」であること。
	共同企業体	構成員のいずれか又は両方が資格者名簿の「所在地区分」が「管轄内」であること。
(3)業務実績	次のア又はイのいずれかの業務の履行実績を有すること。なお、共同企業体にあつては構成員のいずれかが履行実績を有すること。 ア 平成24年4月1日から本公告日までの間において、道路整備特別措置法若しくは道路運送法に基づく有料道路の料金徴収業務を継続して1年以上履行した者。 イ 平成29年4月1日から本公告日までの間において、路外駐車場(自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上で駐車料金を徴収するもの。)又は国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む)及び地方公共団体(地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む)が管理する施設の管理業務(料金徴収業務を伴うものに限る。)を継続して1年以上履行した者	
(4)配置予定の業務責任者	ア 入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。ただし、共同企業体であるときは、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。 イ 配置予定業務責任者が特定できないときは、3名まで候補者を挙げるができるものとし、契約者となったときはその中から業務責任者を配置すること。 ウ JVの場合、業務責任者は主たる構成員から選出しなければならない。 エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、業務責任者は常駐しなければならない。	
(5)その他の参加資格	ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 本件入札の公告日から契約までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。 ウ 本件入札の公告日から契約までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。	
14 調査基準価格及び失格基準価格の設定	調査基準価格	設定する。(税を含まない予定価格算出の基礎となった額に89%を乗じた後、千円未満を切り捨てた額) 調査基準価格未満の入札があつた場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。低価格入札者は低入札価格調査に協力しなければならない。低入札価格調査を辞退したとき、低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、失格とする。
	失格基準価格	設定する。(税を含まない予定価格算出の基礎となった額に77%を乗じた後、千円未満を切り捨てた額) 失格基準を下回る入札を行った者は、落札者とししない。
15 入札保証金	免除する。	
16 契約保証金	(1) 落札者は契約金額の10分の1以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。ただし、落札者が調査基準価格を下回っているときは契約金額の10分の3以上(当該金額に1円未満	

	の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。 (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(ウにあっては、保証金額)と同額とする。 ア 利付国債 イ 埼玉県債 ウ 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。)の保証 (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。 ア 保険会社との間に埼玉県道路公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者 イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金融機関と埼玉県道路公社を債権者とする履行保証契約を締結した者 (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。
17 支払条件	
(1)前金払	しない。
(2)中間前金払	しない。
(3)部分払	する。(各年度12回までとする。)
(4)各会計年度の支払限度額	設定する。
18 現場説明会	開催しない。
19 入札に関する注意事項	
(1)入札の執行	入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
(2)入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3)提出書類	次の書類を期日までに提出すること。 ア 入札様式第1号及び確認資料 ※共同企業体は協定書及び委任状も合わせて提出すること。 イ 総合評価資料 ウ 入札様式第5号及び入札金額見積内訳書 また、落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。
(4)入札回数	ア 再度入札は、1回までとする。再度入札に参加する者は、再度入札用の入札書を入札期間内に提出しておかななければならない。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
(5)入札の辞退	入札参加者は、入札前にあっては、入札辞退届(入札様式第6号)を提出することで辞退ができるが、入札後の辞退はできない。
(6)独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54条)等に違反する行為を行ってはならない。
(7)評価値が同じ者が複数いる場合	落札者とすべき評価点を獲得した者が2者以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(8)入札の無効	次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 ア 入札者の押印のない参加表明書等の書類による入札 イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない参加表明書等の書類による入札 ウ 金額の訂正のある参加表明書等の書類による入札 エ 押印された印影が明らかなでない参加表明書等の書類による入札 オ 入札に参加する資格のない者がした入札 カ 記載した事項が明らかなでない参加表明書等の書類による入札 キ 代理人で委任状を提出しない者がした入札 ク 他人の代理を兼ねた者がした入札 ケ 不備な参加表明書等の書類を提出した者がした入札 コ 2通以上の参加表明書等の書類を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札 サ 明らかに連合によると認められる入札 シ 虚偽の参加表明書等の書類を提出した者がした入札 ス 参加資格審査のための指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札 セ 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札 ソ その他公告及び要項等に示す事項に反した者がした入札
20 その他	(1)提出された参加表明書等の書類は返却しない。 (2)落札者は、参加表明書等の書類に記載した配置予定業務責任者等を当該業務に配置すること。 (3)入札参加者は、入札後、この公告、仕様書等(質問回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4)この公告、仕様書等に関する事項については、質問回答書の記載内容を優先するので、入札参加の際は、必ず質問回答書を確認すること。 (5)この入札及び契約においては、消費税及び地方消費税の合計税率 10%を適用する。
21 問い合わせ先	〒330-0074埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 埼玉県道路公社 総務担当 電話 048-822-8073 ファクシミリ 048-822-8082 メールアドレス road@tollroad-saitama.or.jp